

## 熊本中央高等学校いじめ防止基本方針

### ○いじめ防止に関する基本理念

いじめは、被害生徒の心身の健全な成長および人格形成を著しく阻害し、生命や身体に危険を及ぼすおそれのある重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されない行為である。また、学校におけるいじめは、被害生徒のみならず加害生徒を含むすべての生徒に深刻な影響を及ぼす、学校全体の重大な課題である。

本校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づき、生徒一人ひとりが安心して学び、健全に成長できる教育環境を確保するため、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、及び再発防止に全力で取り組むとともに、いじめのない社会を目指し、継続的な啓発活動を推進する。

### ○いじめの定義

本校に在籍する生徒に対して、ある一定の人間関係にある他の生徒などが行う心理的または物理的な方法により苦痛を与えるあらゆる行為を言う。ここで言う「いじめ」とは、当該生徒が心身の苦痛を感じているものを指し、行為が行われた場所が本校内外であることを問わず、また加害の意図の有無を問わない。

### ○いじめ防止のための組織

学校長を委員長とする「いじめ防止・対策委員会」を設置する。当委員会は、管理職、生徒指導部長、各学年主任、教育相談室長から構成され、平時における未然防止のための研修、啓発活動等の企画立案、情報収集と教員への情報共有等を行う。事案発生時は「いじめ防止・対策委員会」のメンバーに加え、当該生徒担任ほか、委員長が必要と判断、招集した者で構成される「いじめ対策委員会」を設置し、その対応にあたる。

### ○いじめの未然防止のための取り組み

生徒に対しては、人権教育研修等を通じて、いじめの定義や加害者の心理、被害者への影響などについて理解を深め、加害者や傍観者の立場に立たない態度を養う。日常の授業やホームルーム活動では、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、生徒間の相互理解・相互尊重や共感的理解を育む。また、ICT リテラシー教育を徹底し、インターネット上でのいじめ防止にも努める。

教員は、研修等を通じていじめに関する理解を深め、生徒の変化に気づき迅速に対応できる視点を養う。また、日頃から「いじめは絶対に許さない」という姿勢を明確に示すとともに、生徒と適切なコミュニケーションを重ね、気軽に相談できる信頼関係を構築する。その上で、生徒の身体的変化の早期察知や、悩み・不安の軽減に努める。

### ○いじめの早期発見への取り組み

全職員が、「いじめは、いつでもすべての生徒に起こりうる」という危機感のもと、常に生徒が示す小さな変化を見逃すことがないように注意深く観察する。また、教員間の連携

を密にし、生徒に関する情報交換を積極的に行い、情報を共有することにより、いじめの早期発見を目指す。

「いじめ防止・対策委員会」は、アンケートによって、いじめに関する調査を全学年を対象に実施し、実態把握に努める。

教育相談室、スクールカウンセラー、養護教諭など、可能な限り複数の相談窓口を常に開き、生徒が相談しやすい状況を作る。生徒からの相談で得られた情報は「いじめ防止・対策委員会」に報告する。

保護者には、学校や担任等からの情報発信を通じて、いじめ防止に関する理解と協力を求め、家庭における生徒の心身の変化に関する情報の共有をお願いする。また、学校は保護者が生徒に関する相談を行いやすい体制を整える。

なお、アンケートや各相談窓口から得られた生徒の個人情報、個人情報保護を前提とし、取り扱いには十分注意する。

## ○いじめへの対応

### 1. いじめを発見した場合や通報、相談を受けた時の対応

いじめ、もしくはいじめの疑いがある事案を認知した場合、認知した者は、直ちに被害生徒の安全を確保した後、「いじめ防止・対策委員会」に報告する。いじめがネット上で行われた場合は、同時に、不適切な書き込み等を保存・プリントアウトし、その証拠を保全する。報告があった場合、いじめ防止・対策委員会委員長はすみやかに「いじめ対策委員会」を設置し、その対応にあたる。

### 2. 事実確認と報告

「いじめ対策委員会」は、速やかに事実確認を行う。確認された内容は詳細に記録、保存する。また、確認された内容は可能な限り、迅速に保護者に伝える。

被害生徒もしくは加害生徒が本校在籍の生徒ではなかった場合は、当該生徒が所属する学校へ通報、その他適切な措置をとり、協力して問題解決にあたる。

確認されたいじめが犯罪行為にあたる疑いがある場合、もしくは重大な被害が生じる恐れがある場合は、必要に応じて法務局(ネットいじめの場合)、所轄警察署、スクールサポーター、弁護士等に協力を要請し、適切に対処する。

### 3. 被害生徒に対する対応

「いじめ対策委員会」はスクールカウンセラー等と協力し、被害生徒と保護者に寄り添う体制をつくり、学校生活への不安を取り除くと同時に、加害生徒が接触できないようにするなど、被害生徒が安心して教育を受けることができる環境を確保する。

### 4. 加害生徒に対する対応

事実関係を丁寧に確認し、加害生徒に「自分の行為がいじめであり、相手に苦痛を与えた」という事実と「いじめは絶対に許されない行為」であることを理解させたいうえで反省を促し、思いやりの気持ちや共感的な態度を身につけるよう指導する。教育上、必要と認められるときは学校教育法第十一条の規定に基づき適切に加害生徒に懲戒を加える。加害生徒の保護者には、確認した事実を伝え、学校と協力して再発防止に取り組む姿勢を求める。

いじめに至る背景には、加害生徒の家庭環境、人間関係、自己肯定感の低さなどが影響している場合もある。このような疑いがある場合にはスクールカウンセラーや保護者と協力し、生活の改善や適切な人間関係の構築なども含めた指導を行う。

## ○再発防止

特定のいじめ事案が解消に至った時、適切な時期にいじめ事案とその対応、対応の結果などを検証、評価する。検証結果は全職員で共有し、本校のいじめ防止取り組みの改善、再発防止に努める。

#### ○重大事態への対処

##### 1. 重大事態の定義

いじめにより、生徒に生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。または、いじめにより、生徒が相当期間(30日間を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。このような事態を「重大事態」と呼ぶ。

##### 2. 対処

学校長は「重大事態」の発生を熊本県知事に報告する。また、学校長は「いじめ対策委員会」を招集し、重大事態の事実関係等を明確にするための調査を行う。調査結果は被害生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。